

神奈川県屋外広告物条例施行規則別表第3に基づく区域の指定（平成14年神奈川県告示第773号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

「別表第3 電車又は路線バスの外面を利用するもので、一の電車、自動車等についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるものの項7」を「別表第3 電車の外面を利用するものの項2(6)及び路線バスの外面を利用するものの項2(7)」に改める。